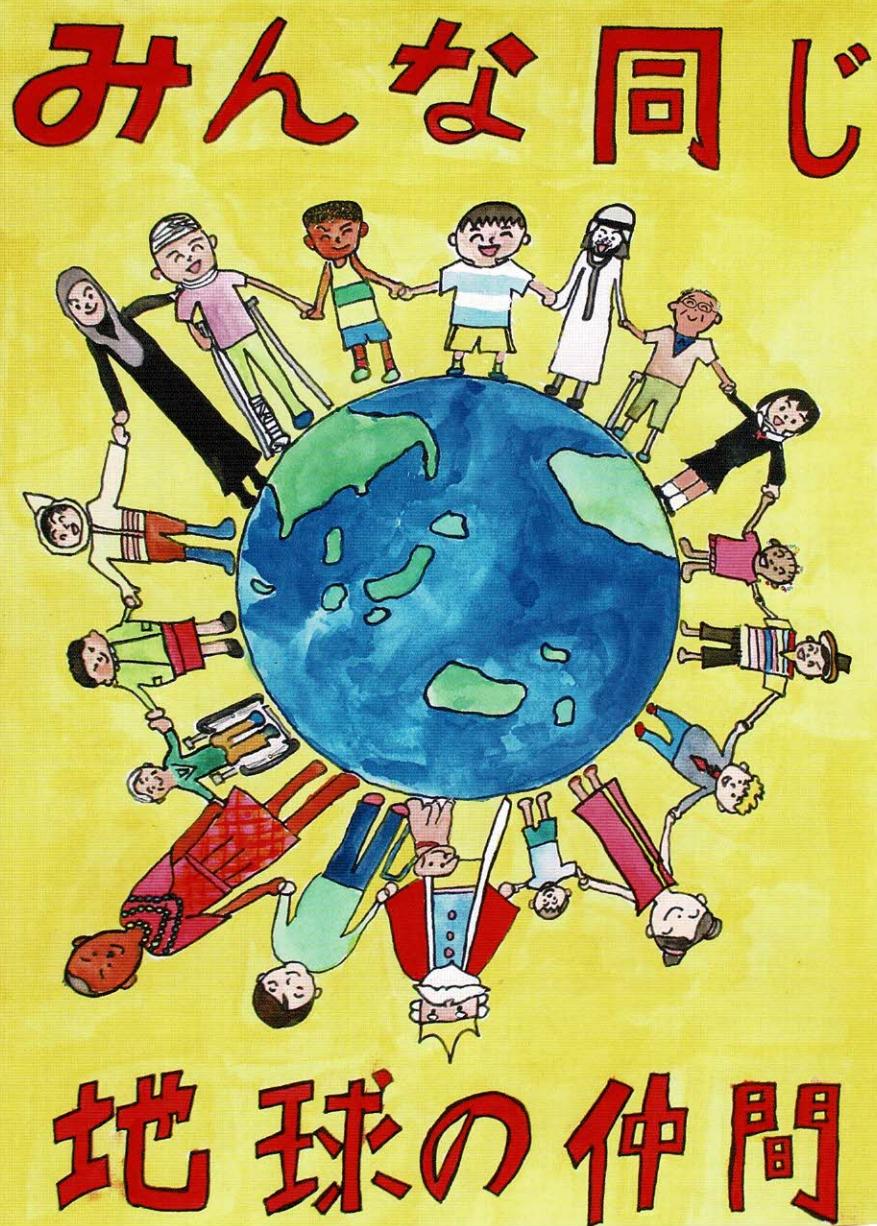


日常生活における人権意識の高揚と実践を

ハンセン病と人権

～えがおいっぱいのまちへ～

人権尊重のまちづくり



東温市立北吉井小学校5年生 大本 翼さん

東温市教育委員会・東温市人権教育協議会

ハンセン病を正しく理解しましょう

「ハンセン病」については、正しい知識と理解がないために、今でもこの病気に対する偏見や差別が社会に残っています。

どんな病気であっても、患者の人権が守られる社会でなければなりません。私たち一人ひとりが、ハンセン病について正しい知識を持ち、回復された方が地域に温かく迎えられ、安心して生活できる明るい社会を築きましょう。



ハンセン病とは

ハンセン病は、「らい菌」と呼ばれる細菌による感染症です。初期症状は、知覚麻痺や発疹です。治療薬がない時代には、皮膚や手足の変形を起こしたり失明するなど、治っても重い後遺症を残すことがありました。

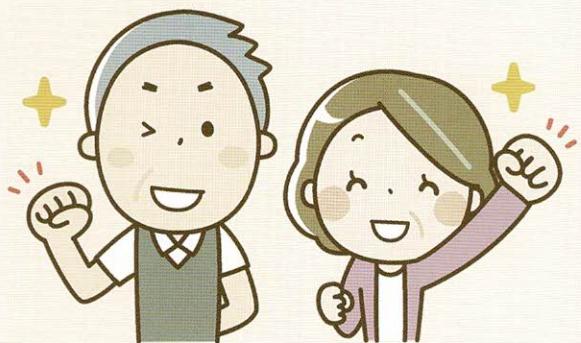
ハンセン病は、症状が進むと容姿が変形するなどの後遺症を残すことがあったことから、差別の対象となりやすかったと考えられます。また、かつては遺伝病であると誤解されたこと、「不治の病」と考えられ、恐れられたことも、偏見や差別の要因でした。

さらに偏見や差別を強めたのが隔離政策です。ハンセン病患者を一般社会から隔離する政策をとり続けたことが、「ハンセン病は恐い病気である」という意識を定着させてしまったのです。

ハンセン病は治る病気です

ハンセン病のかつての病名は「らい」でした。しかし、長い間人々が「らい」に対して抱いてきた偏見や差別を解消し、正しい知識を持ってほしいという願いから、らい菌の発見者であるノルウェーの医学者ハンセン博士の名をとってハンセン病と改めされました。

- 伝染力の極めて弱い病原菌による感染症です。
- 遺伝病ではありません。
- 万一感染しても、ほとんど発病の危険性はありません。
- 菌は治療により数日で伝染性を失い、軽快した患者と接触しても感染することはありません。
- 不治の病気ではなく、完治する病気です。
- 早期に治療すれば、身体に障害が残ることはありません。



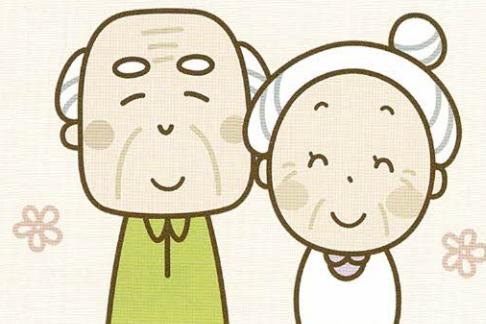
ハンセン病療養所の現状について

令和元年5月1日現在で、全国13ヶ所の国立療養所、1ヶ所の私立療養所で、1,215人（愛媛県出身者19人）の方が生活されています。

入所している方の平均年齢は国立療養所で85歳です。新規に入所する方はほとんどいたため、高齢化の傾向にあります。

療養所には、医療施設、住居施設の他、お寺や教会、郵便局、売店などもあります。

畑で野菜を作ったり、車で出かけたり、後遺症の治療を行なながら、和歌や絵画など、様々な趣味に積極的に取り組んだりして、前向きに明るく人生を生きていこうと頑張っておられます。



ハンセン病 Q&A

ハンセン病の回復者さんや家族はなぜ差別を受けたの？

世界では紀元前、日本では「日本書紀」等の書物に『らい』の記述があり、ハンセン病は昔から「不治の病」と考えられていました。

日本では明治40年に『癩(らい)予防二関スル件』を制定してから、平成8年に廃止されるまで約90年もハンセン病患者の強制収容などが続きました。

各県では、ハンセン病患者をゼロにするため、「無らい県運動」を行い、患者の入所者数を競いました。また、ハンセン病であることが分かると、患者の自宅を真っ白にするほど消毒剤がまかれました。そして、患者が人里離れた場所にある療養所へ送られていく光景が、人々にハンセン病は恐ろしいというイメージを植え付けたのです。これらの状況が、偏見や差別を助長してきました。



どんな治療法があるの？

治療法としては、プロミンによる単剤治療が行われ、1943年画期的な成功が報告されました。現在では、リファンピシンなどの多剤併用治療法を適切に用いることにより、障害を残すことなく、外来治療によって完治する病気となりました。

ハンセン病の回復者さんや家族はどんな差別を受けたの？

- ・親がハンセン病であるため、小学校に入学できない。
- ・家族にハンセン病患者がいると迷惑がかかるので、本名や戸籍を捨てた。
- ・療養所では患者が他の患者の看護や介護など労働を強いられた。
- ・入所者同士の結婚は許されたが、子どもを産めないように手術を受けるのが条件。
- ・療養所から退所できても、社会の偏見や差別で生活することができない。
- ・家族から帰宅を拒否され、たとえ死んでも故郷のお墓に埋葬してもらえない。
- ・患者の家族も地域や社会から差別され、転居を繰り返さなければならない。
- ・既に病気が治っているにも関わらず、宿泊施設で利用を拒否される。



私たちにできること。しなければならないこと。

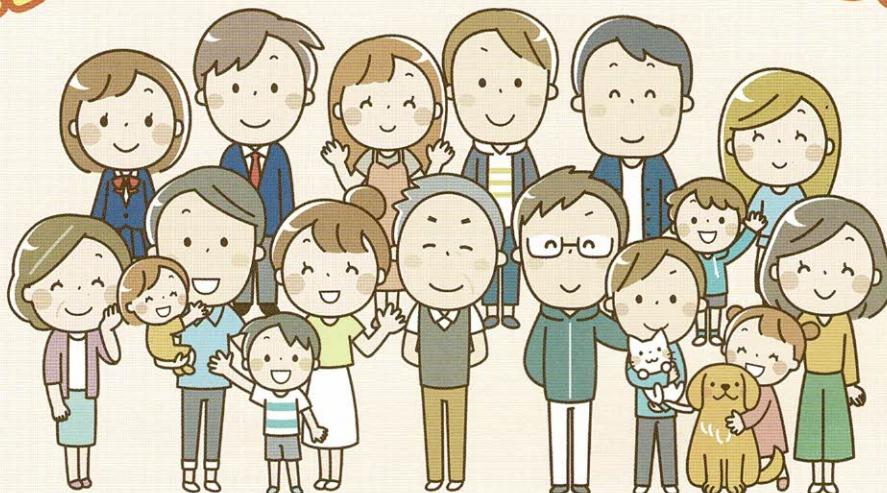
ハンセン病療養所で生活されている方々の過去の時間を取り戻すことはできませんが、これらの人たちのこれから明るく楽しい生活への支援は、私たちに課せられた重要な課題です。

- ハンセン病を正しく理解し、それを家族や周囲の人々に伝えてください。
- 療養所で生活されている方が、安心して療養所の外でも生活できるよう、またいつでもふるさとに帰ることができるよう、支援の輪をひろげましょう。

ハンセン病で間違ったことを二度と繰り返してはいけません。

- 病気や障害を持つ人を差別せず、全ての人が共存でき、前進できる社会を構築しましょう！
- 全ての人に対して、思いやりの気持ちを持って接しましょう！

ハンセン病を正しく理解しましょう



人権に関する相談先

■ 東温市

地域包括支援センター	TEL 089-955-0150
重信教育相談室	TEL 089-964-3437
川内教育相談室	TEL 089-966-6150

■ 松山地方法務局

みんなの人権 110番	TEL 0570-003-110
子どもの人権 110番	TEL 0120-007-110
いじめ相談ダイヤル 24	TEL 0570-078-310
(PHS・IP電話)	TEL 089-960-8522
女性の人権ホットライン	TEL 0570-070-810

■ 愛媛県総合教育センター 教育相談室

TEL 089-963-3986

■ 愛媛県保健福祉部

TEL 089-912-2399



東温市イメージキャラクター
いのとん